

(公印省略)

福保第803号
平成28年7月27日

各社会福祉施設及び関係事業所の長 殿

大分県福祉保健部長

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

昨日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

事件の詳細については解明中ではありますが、本年4月に障害者差別解消法が施行されるとともに、本県では3月に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定された中、障がいのある人を対象としたこのような事件が発生したことは、遺憾の極みであります。

貴職におかれては、とりわけ下記事項にご留意いただき、施設利用者の安全確保等に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
- 2 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
- 3 職員に対して、障がい者差別の解消はもとより、人権尊重意識の涵養と職業倫理観の高揚に向けて、あらためて職場教育の徹底を図ること。
- 4 入所者等に対する重責を担い、心身ともに大きな負担を伴う職員一人ひとりの勤務実態や健康状態を十分に把握し、適宜適切な支援を行う等、働きやすい職場環境の醸成に努めること。
- 5 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

【担当】

高齢者福祉課介護サービス事業班
主事 河野 愛

tel : 097-506-2685

fax : 097-506-1737